

争訟費用支給金要綱の一部を改正する要綱

平成 29 年 11 月 30 日  
伺 定

争訟費用支給金要綱（平成 25 年 3 月 19 日伺定）の一部を次のように改正する。  
第 3 条ただし書を削る。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 30 日から施行し、同日以後に発生した事故に係る争訟費用について適用する。

○ 争訟費用支給金要綱（平成 25 年 3 月 19 日伺定）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（支給金の額） 第 3 条 支給金の額は、市町村が負担した争訟費用の額の 2 分の 1 に相当する額とする。</p>	<p>（支給金の額） 第 3 条 支給金の額は、市町村が負担した争訟費用の額の 2 分の 1 に相当する額とする。<u>ただし、その額は、50 万円（訴訟の内容等から基金が特に必要と認め</u> <u>た場合は、100 万円）を限度とする。</u></p>